日本臨床発達心理士会神奈川支部 災害支援活動マニュアル

災害など有事の際には、日本臨床発達心理士会認定運営機構災害支援活動のガイドラインに添い、 神奈川支部としての支援活動を行う。

- A. 災害支援活動を行うための組織の立ち上げ、支援を行うための準備
- 1. 神奈川支部災害支援活動対策メンバーの選出

災害支援対策メンバーは、支部長、副支部長、事務局長、支部役員災害支援担当によって構成する。このメンバーはお互いのメールアドレス、携帯番号などをそれぞれに登録しておく。

2. 会員名簿の管理方法

会員名簿は、士会本部の指示にしたがい、データ管理責任者(支部長)と事務局が最新データを 管理する。パソコン環境が整わない場合を考え、データで会員名と住所を印字したものでも保管し ておく。

3. 災害支援情報の研修、伝達

日頃から会員に災害支援に関心や知識をもってもらえるように、情報の配信や研修の機会をもつ。

- (I) 神奈川支部ホームページに、災害支援に関する情報などを掲載する。
- ② ニューズレター等で、災害支援に関する必要な情報を配信する。
- ③ 神奈川支部役員会と連携して、神奈川支部企画で災害支援に関する研修会等を企画・開催する。

4. 日頃から、関係機関の災害支援情報に関心をもち、関係職能団体と連携を持っておく。

① 行政機関

神奈川県庁/安全防災局/安全防災課 (http://www.pref.kanagawa.jp/)

横浜市役所/総務局/危機管理室(http://www.city.yokohama.lg.jp/front/welcome.html)

川崎市役所/総務局/危機管理室 (http://www.city.kawasaki.jp/)

相模原市役所/危機管理局/危機管理課 (http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/)

② 社会福祉協議会

神奈川県社会福祉協議会 (http://www.knsyk.jp/)

横浜市社会福祉協議会 (http://www.yokohamashakyo.jp/)

川崎市社会福祉協議会 (http://www.csw-kawasaki.or.jp/)

相模原市社会福祉協議会 (http://www.sagamiharashishakyo.or.jp/)

③ 関係職能団体

神奈川県臨床心理士会 (http://www.ksccp.jp/)

神奈川県作業療法士会 (http://kana-ot.jp/)

神奈川県言語聴覚士会 (http://www.kanagawa-st.org/)

B. 神奈川県が被災地支部となった場合

1. 神奈川支部災害支援活動対策本部の立ち上げ

神奈川支部の支部長、副支部長、事務局長、役員会災害支援担当によって、対策本部を立ち上げる。災害状況によって、必要と判断される支部役員、会員を本部に加える。

2. 会員の安否確認と情報収集

会員に対し、メールまたは、はがきによる安否確認兼連絡先確認を行う。メールまたははがきでの確認事項は次のとおりである。

- ① 被災状況について (選択・記述)
- ② 臨床発達心理士会からどういう支援をしてほしいか (記述)
- ③ 連絡先用メールアドレス (記述)

3. 支部会員や関係機関からの情報収集と、全体の情報の把握

対策本部は神奈川支部会員や関係機関と連絡をとり、災害状況や支援が必要な情報を収集する。 対策本部は、県内の支援が必要な状況の全容を把握しておく。

4. 対策本部での支援計画作成と支援の実行

- ① 関係機関や会員から挙げられた支援ニーズを集約・整理し、支援の方向性を決める。
- ② 必要な支援活動の内容、場所、時期、人数などを計画する(支援先としては、避難所、医療・教育・福祉機関への人的支援などが想定される)。
- ③ 複数の支援先や支援内容がある場合は、責任者を置き、複数の支援者の連携が図れるような体制を整える。

責任者は進捗状況を対策本部に随時報告し、本部は支援の全容を把握できるような体制を作る。

- ④ 支援が必要な事項を会員に周知し、参加できる会員の募集を行う。
- ⑤ 募集に応じた会員を集約し、具体的な支援計画を立て、支援を実行する。
- ⑥ 災害支援を行う際に必要な研修があれば、企画、実行する。

- ⑦ 会員からの支援要請などは随時受けられるような体制を整え、状況の変化に応じて支援の見直しを行う。
- ⑧ 他支部に支援を依頼することが必要となった時は、他支部に支援要請を行う。
- ⑨ 他支部からの支援依頼があった時は、支援できるかを判断し、支援できると判断した時は、 支援計画をたて、支援を実行する。
- ⑩ 関係機関と情報交換し、他機関からの支援要請がある場合は対応できるか検討する。関係機関に支援要請する必要がある時は、支援を依頼する。
- (1) 活動資金が必要な状況か判断し、必要な時は資金確保の方法を検討する

5. 支援活動の記録を残しておく

- ① 活動参加者は活動報告記録を残し、対策本部に報告する。
- ② 対策本部は各報告記録をまとめ、全体の記録を残す。

C. 神奈川県が被災地外支部となった場合

国内で大きな災害が起き、士会の幹事会(幹事長)、あるいは被災支部から神奈川支部への支援依頼があった際には、以下のように対応する。

1. 神奈川支部災害支援活動対策メンバーの招集

神奈川支部災害支援活動対策メンバー(支部長、副支部長、事務局長、災害支援担当)を招集する。

2. 神奈川支部災害支援活動対策メンバーによる支援計画の作成と実行

- ① 依頼のきている支援内容を集約・整理し、必要な支援活動の内容、場所、時期、人数などを計画する。
- ② 複数の支援先や支援内容がある場合は、責任者を置き、複数の支援者の連携が図れるような体制を整える。

責任者は進捗状況を対策支援メンバーに随時報告し、支援の全容を把握できるような体制を作る。

- ③ 支援が必要な事項を会員に周知し、参加できる会員の募集を行う。
- ④ 募集に応じた会員を集約し、具体的な支援計画を立て、支援を実行する。
- ⑤ 災害支援を行う際に必要な研修があれば、企画、実行する。
- ⑥ 士会幹事会や依頼支部と随時連絡をとり、支援活動の見直しなどを随時行う。
- ⑦ 活動資金が必要な状況か判断し、必要な時は資金確保の方法を検討する。

3. 支援活動の記録を残しておく

- ① 活動参加者は活動報告記録を残し、対策本部に報告する。
- ② 対策本部は各報告記録をまとめ、全体の記録を残す。

2014年7月25日 作成

2014年10月30日 改定